

平成24年3月5日（月）

（午後3時45分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番8、7番 松浦君。

〔7番（松浦健次君）登壇〕

○7番（松浦健次君）私は次の5点について質問いたします。まず第一に、見過ごせない一部市職員の怠慢について、その原因と責任を明らかにするとともに、改善策を明示せよ。第二に、城山台の終末処理場跡地の活用について。第三に、恋野地区の土地利用計画は時代の流れにそぐわない。第四に、ひとり暮らしの市民にも、一定の要件のもとに緊急避難的にでも市営住宅の入居を認めるべきである。第五に、東北大震災被災地の瓦れきの処理、焼却に協力することを求める。以上であります。以下、順に説明いたします。

まず第一に、見過ごせない一部市職員の怠慢がある。その原因と責任を明らかにするとともに、改善策を明示せよ。具体例を挙げると、まず、市営住宅の入居者が雨もりの修理を3年越しに頼み込んでいるが、そのたびに係の職員が見に来て確認して帰る。しかし、その後何もしてくれない。この場合、市の職員自身が入居者という立場であれば、納得できないはずだが放置している。これも得意の他人事扱いか。

次に、某集会所の底地の固定資産税について、土地は無償で使わせてもらうかわり無税と約束してあるにもかかわらず、固定資産税を何十年も徴収し続けていた。土地所有者が気がついて、これまで支払った税金の返還を求めても、未だ返還していない。

さらに、橋本市職員労働組合の事務所の使

用料はどうなっているのか。電話、電気、ガス、水道料金の支払いをも含めて説明を求めます。

第二に、城山台の終末処理場跡地の活用について。南海・東南海大地震が近未来のうちに発生すると言われている。現在、地域の自主防災会をはじめとして、さまざまな防災の試みがなされているが、現実の大混乱の中で本当に役立つかという疑問をぬぐい得ない。換言すれば、曇水練の傾向が強いと思われる。

そこで、いざ鎌倉というときに最大限効果を発揮できる知識と行動力を身につける訓練場、学びの場として、城山台の終末処理場跡地を活用することを提案したい。

なお、当該土地は南海電鉄グループの所有であることはもとより承知していますが、建物等は利活用できる可能性が高いこと、交通の便の良さ、地盤の堅固さなどから同地が適切であると考えます。

第三に、恋野地区の土地利用計画は時代の流れにそぐわないと考える。理由は次のとおりである。少子高齢化は農家にも例外なく押し寄せており、耕作放棄地が激増している。橋本市としては、この直面している本質的な問題に力を注ぐべきであって、貴重な自然を埋め立てて農地をつくるとか、牧場をつくって人を呼ぶとかは、話としてはおもしろいかもしれないが、本当に継続的に橋本市の活性化、雇用の創出に寄与するかは大いに疑問である。

第四に、ひとり暮らしの市民にも一定の要件のもとに緊急避難的にでも市営住宅への入居を認めるべきである。法律上、広さが29㎡以下、部屋数にも一定の制限があるためできないとのことであるが、そんな形式論で片づ

けて済む問題と考えているのか。

第五に、東北大震災被災地の瓦れきの処理、焼却に協力することを求める。困ったときはお互いさま、瓦れきの処理が進まないために復興が遅れている。対象物の安全性を確認した後であれば、東北の人たちのご苦勞を少しでも軽くできるよう手伝おうではないか。国難と言われている今回の大災害には、全国民が苦しみを分かち合い、お互い助け合うのがはらからとして当然の道ではないか。あすは我が身ということもある。他人事として放置していて済む問題か。

以上です。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）市営住宅の雨もりの修理の件についてお答えします。

雨もりに関しては、その都度対応し、応急的な処置等を講じていますが、原因が特定できないため十分な対策ができず、結果的に長期間入居者の方にご迷惑をおかけしている事例はあります。

抜本的な改修以外に修繕方法がない場合は、大規模な改修を行わなければなりません、多額の予算を必要とすることから、実施までに時間を要します。

議員おただしの件については、抜本的な改修以外に修繕方法がないと判断し、平成24年度予算に工事請負費3,400万円を計上し、上程させていただいております。

これらの経過や、その都度の対応した内容等、結果が入居者に十分伝わっていなかったことが原因で、入居者の方に不安や不快な気持ちを与えたことを踏まえ、今後は、経過や状況を細かく伝えることをより心がけ、意識疎通の改善に努めますので、ご理解のほど、

よろしく願いいたします。

2番目の、集会所底地の固定資産税につきましては、昨年11月に申し出があり、事実関係等不明な点や過去の経緯を含め、土地所有者及び区関係者と協議を行っています。現在、還付の期間について検討しているところですが、誠実に対応させていただきますので、ご理解ください。

次に、ひとり暮らしの市民にも一定の要件のもとに緊急避難的にでも市営住宅の入居を認めるべきである、とのご質問にお答えします。

橋本市営住宅設置及び管理条例において、ひとり暮らしの方が入居できる条件としては、60歳以上の者であること等の要件があり、また、要件に該当した場合に入居可能な市営住宅の規格は、居室数が2室以下またはその住戸専用面積が29㎡以下の規模の住宅と規定されており、これに該当する小規模住宅は4戸となっていますが、現在のところ、空きのない状態です。

また、災害による住宅の滅失等の場合は、緊急避難的に行政財産の一時使用として弾力的に運用していますが、これはあくまで臨時的処置です。小規模住宅の範囲を広げることや、ご高齢の方や障がいのある方などが単身で入居できる住宅戸数を増やすことは、市としても検討しなければならない今後の課題であると認識していますので、ご理解のほど、よろしく願いします。

○議長（井上勝彦君）理事。

〔理事（吉田長司君）登壇〕

○理事（吉田長司君）橋本市の職員労働組合事務所の使用料についてお答えします。

職員労働組合事務所は、以前、庁内1階にごございましたが、福祉相談室が必要となり、現在の教育文化会館1階へ移転を労働組合に申し入れを行い、合意のもとで移転となりま

した。移転の時期は定かではありませんが、平成元年頃であったと思います。

当時、教育文化会館1階は自転車及び単者の駐車場となっており、事務所の設置工事については市で負担いたしました。

現在、労働組合事務所の使用料については徴収していません。電話、ガスは組合負担となっております。今後、契約の締結に向け、組合と協議してまいります。

○議長（井上勝彦君）消防長。

〔消防長（神谷重廣君）登壇〕

○消防長（神谷重廣君）続きまして、城山台の終末処理場跡地の活用についての件ですが、この処理場跡地については、平成18年7月に城山台地区の汚水施設を公共下水道へ切り替えたことで不用となった南海電気鉄道株式会社の所有地であります。

おただしの、城山台の終末処理場跡地を防災研修、訓練の場などに活用すればとのことですが、住民の防災訓練については、地区公民館や集会所などに出向き、地震、火災、救急等の訓練を繰り返し行い、防災意識の向上や技術の習得に努めています。

今後も災害に備えた基本訓練を実施することは重要であり、各地区や事業所に出向いて研修及び訓練の実施に努めたいと考えています。

これらのことから、議員おただしの、城山台の終末処理場跡地の活用については考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

〔経済部長（岡松克行君）登壇〕

○経済部長（岡松克行君）続きまして、恋野地区の土地利用計画についてのご質問にお答えいたします。

恋野地区の土地利用計画につきましては、平成19年度の橋本市長期総合基本計画の中で環境調和型の産業拠点として位置付けされ、

周辺環境と調和した企業の誘致に努めるとなっています。

事業を遂行するにあたり、平成21年10月から、農を中心とした利活用について、外部委員を中心とした橋本市土地利用調査研究委員会を立ち上げて検討していただき、平成23年3月に答申書が出されました。

現在、この答申に基づき恋野地区の基本設計業務について議会のご承認をいただき、とりかかっているところです。

議員おただしの、時代の流れにそぐわないとのご質問でございますが、今回の計画につきましては、国が推奨するグリーンツーリズム施策としての都市間交流も踏まえて、都市住民が本市に来ていただき、自然に親しんでいただく環境として整備するものであります。

その整備の中で、観光農園、周辺環境と調和した企業の誘致や森林浴を体験していただく森林公園など自然を生かした事業として、農商工連携をとりながら、本市の活性化につながるように推進していきたいと考えています。

基本計画につきましては、策定中に議会に報告をさせていただき、より良い計画を策定したいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

〔市民部長（井浦健之君）登壇〕

○市民部長（井浦健之君）東北大震災被災地の瓦れきの処理、焼却に協力することを求めることについてお答えします。

議員おただしのとおり、被災地の一日も早い復旧、復興のためには、膨大な量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが必要であります。そのためには、全国の自治体の広域処理の受け入れ協力が不可欠であると考えます。

昨年4月に、県を通じて環境省災害廃棄物

対策本部から受け入れ処理可能な廃棄物についての調査があり、橋本周辺広域市町村圏組合管理者会議において協議を行い、橋本周辺広域市町村圏組合廃棄物の処理に関する条例第4条及び第5条により、橋本周辺広域ごみ処理場において、生ごみなど1日最大4t、年間最大1,000tの受け入れ可能であるとの回答を行ったと聞いております。

その後、議員ご承知のとおり、9月に和歌山県を襲った台風12号により、紀南地方にも膨大な量の災害廃棄物が発生し、その処理についても和歌山県知事より支援依頼があり、管理者会で協議を行い、生ごみなど1日最大8t、年間最大350tの受け入れ可能であると回答を行ったと聞いています。同時に、本市においても、紀の川左岸の南馬場緑地広場に約500tの竹木が流れ着き、現在、広域ごみ処理場において処理をお願いしているところです。この流竹木の処理の受け入れ可能量は、1週間で最大24tですので、約5カ月間を要することとなります。

このことにより、東日本大震災により生じた災害廃棄物の受け入れについては、今般の台風12号により発生した本市及び和歌山県内の災害等廃棄物処理に係る支援が優先されるため、現時点での受け入れは不可能であると再度回答を行ったと聞いています。

また、埋立ごみについては、昨年、彦谷の最終処分場の残余容量の調査を行い、平成24年度において延命を図るための工事を予定している状況であり、被災地のごみの受け入れは困難でありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君、再質問ありますか。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）1番から順番に再質問します。

まず、①ですけれども、私が聞いた話では、入居者が何にもしてくれないという話で、結局、この話を担当部署に持っていったら、それはそのとおりでえらいすいませんでしたと、はじめはこない言うておって、ほんで二日ぐらい後には、いや、コーキングをやったんやと。だからほうっておいたわけではないんやと、それでもう自分の責任を果たしたようなね。それは具合悪いん違うかな。やったらやったで、これでどうですかと。今やりましたけども、結果としてとまりましたかと。とまらなかったらまたしますとか、そういうことを市民に報告するのが当たり前じゃないですか。建設部長、どうですか。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君の再質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（松浦広之君）議員がご相談というんですか、来ていただいたときに、過去の経緯も調べ切っていない中で一旦お返事させていただいたものと思います。それから、そういったことで都度都度対応はしたんですけども、それをどう対応して、結果どうだったか、あるいはなかなか対応できないので、抜本的な改修等が要る云々ということ、相手方に伝えてこそ対応したし、今後ということもわかるので不安が取り除かれるんですけども、対応した結果を報告もせずに帰ってきたとなれば、対応してないと同然のことかなというふうに思いますので、そういったところから行き違いがあって、今回の件に至っておるのかなと思います。

そういったところで、最初の答弁でもご報告申し上げたんですけども、対応した結果をとにかく住民にご説明申し上げて、不安を取り除く。場合によっては対応できないものもありますけども、その理由も含めて、やはり相手方に伝えてこそ、説明を果たしてこそ、

そういった入居者の皆さんの不安を取り除けるというふうに考えますので、今後は、その点について徹底していきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解のほど、よろしくをお願いします。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）私、いつも橋本市役所の一部の職員は他人事、皆他人事としてやるんですよ。対応したと言って3年間ほうっておいて、それですんませんでした。こんなことで市民を大事にしていると言えますか。責任のある人、答弁してくださいよ。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）結果的に長期間にわたったことは事実でございます。それから、現在の事例は、鉄筋コンクリートの構造物であったということで、原因を特定するのになかなか至らなかった。いずれにしても、そこらあたりの経緯であれ何であれ、やはりわが身に置き換えて考えれば、当然、どんな状況であったかを逐次報告することによって、不安感も取り除かれると思いますので、少なくとも、そういったご相談なり苦情をいただいた場合には、ともかく内容のいかにかわらず、やはり結果を報告するということが今後徹底していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）これは、雨もりする部屋を貸すから、これだけの賃料でやると。そういう話じゃないんですよ。ちゃんとして住めるところだから、これだけの賃料を払うということで契約しているんでしょう。3年間もほうっておいて、それで済みませんか。具合悪いと思いませんか。そんないい加減な話、市民の代表として黙っておれませんよ。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）今回のこの件を少

なくとも糧にしまして、雨もり等の対応がなかなかはかどらない、あるいは改善のめどが短期間でつかなかった場合については、今回、担当のあたりと相談を何度もしたんですけども、今後は入居者の方のご意見も伺いながら、例えば雨もりが改善できない見込みであれば、部屋をかわっていただくとかいうような柔軟な対応をすることによって、少しでも入居者の方にご迷惑のかからないような形を考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）そういう基本的なことを指導してないということは、情けない話ですよ。だれから聞いても当たり前の話をやってないんですわ。それで3年間ほうっておいて、これですいませんですと。私は思うんですけども、例えば家賃3年分、何割か減額して、これだけ返還するという、そういう気持ちはありませんか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）この場での答弁はちょっと控えさせていただきたい。今おっしゃる意味も十分わかりますし、条例等にも照らし合わせて、状況も踏まえて今後真摯に検討させていただきたいと思っております。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）善処をよろしくお願いいたします。

そして次、2番。某地区の集会所の底地、固定資産税。これも普通は土地を使ってもらって、だから無税にしてくださいと。役所としたら土地をただで使わせてください、だから税金取りません。こういう約束で成り立っていると思うんですよ。それを返還を求めたら、まだ未だに返還してないと。そういうことはさかのぼってみればすぐわかるんじゃないですか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）昨年の11月に申し出がありまして、その辺、事実関係等も踏まえて現在調査しておりますので、還付も視野に入れて、現在そういった期間等も検討しておりますので、どうぞご理解よろしくお願ひします。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）還付の年限、何年ぐらいとお考えですか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）それにつきましても、事実関係等を調査した上で検討していきたいというふうに考えております。現在、事実関係も調査中でございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）今わかっている事実関係というのは、それを全部出した上での現状でしょう。それとも11月から事実関係調べてなかったんですか。あるいはこれから調べるとしたら、新しい事実関係が出てくると予想しているんですか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）11月に申し出があつてから現在まで調べておりますのは、例えば登記簿関係の土地の所有者でありますとか、集会所の建っている土地の地番の特定でありますとか、対象になる相手方等を調べておるのに時間を要しておりました。それから過去の集会所の経緯等も調べて、そういったことも全部勘案して、還付の期間等についても検討しておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思ひます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）自分のことのように考えたら、そんなだれが相続人であるかすぐわかるんですよ。そういうことに時間をとる必要、何もない。やると思ったら1週間でこん

なもん、事実関係わかる。それ以外出てこないのは出てこないんですよ。そしたら、常識的に考えて判断するより仕方がない。違いますか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）可能な限り調査も含めて、確認できた事実関係も踏まえて、一般常識に照らして判断したいと考えるので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）市当局は5年分だけにまけてくれと言うておるような話を聞いているんですけど、本当ですか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）具体的な経過の中身については、まだ今のところ私自身は存じません。ただ、いろんな年数等について検討している最中でございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）通告してあるんだから、ある程度事実関係をきっちり、事実関係はこうだからこうしているんだという橋本市の態度を、私は見せてもらいたいと思うんですけどね。

念のために、これはこの点を留意して扱ってほしいということで、橋本市固定資産税等返還金支払要綱、平成18年3月1日告示第30号、これにあるんですけども、「固定資産税について、過誤納金が生じた場合に、返還金を納税者に支払うことにより納税者の不利益を補填し、税負担の公平性と税務行政に対する信頼を確保することを目的とする。」「市長は、固定資産税等について、過誤納金が生じたときは、当該納税者に対し返還金を支払う。」これは第2条です。それと、第5条では「利息相当額は、過誤納金の納付のあつた日の翌日から支出を決定した日までの期間の日数に並び、返還本税相当額に年5%の割合を乗じて

得た額とする。」これ、橋本市の規則ですわね。こういうことに配慮して、やっていただけますか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）その点につきましても視野に入れて、現在検討しております。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）よろしくお願ひします。

では3番、これは部屋の賃料は無償だと。電気、水道、これもただで使っていた。それは、何を根拠にそういうことをしているんですか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）労働組合の事務所につきましては、労働組合法に基づいたものでございます。そういうことで、第2条の労働組合の団結権とか第7条の不当労働行為の中にも、事務所については、最初の事務所は貸与を前提とした文章になってございます。そういうことで、対応することもあるということが前提となってございます。橋本市の場合も、県下8市もそうですけども、使用料と光熱費につきましても、すべて出しているところもございまして、そういうことで、この労働組合法に基づいた貸与が現在の状況になっていることと思ひます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）無償の根拠は何ですかと伺っているんですよ。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）貸与そのものには有償とか無償とかが書いてございませぬけれども、その当時、どういう形で無償になったかという経過がございませぬ。ただ、全国的に無償の貸与があったようでございませぬ。この前の堺市の無償貸与の見直しということも答弁があったようでございませぬし、新しい大阪市なんかでしたら、格安貸与というような形でや

っているようでございませぬ。ただ、古い建物の中での話でしたら、ほとんど無償貸与というのが多いございませぬ。なぜというところについては定かでございませぬけれども、民間も含めまして、組合事務所については無償貸与をしているところが多いようでございませぬ。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）民間が多い、ほかかやっていると、こういう話ですけど、先ほどの答弁では契約するという話でしたよ。悪いというか、具合悪いとお考えだからやるんですか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）最近、組合事務所のあり方について、以前は鹿児島県の阿久根市長ですか、出ていってくださいというような話もございませぬ。それから、現在の大阪市につきましても、格安、3分の1程度の貸与ということで、4団体入っているようでございませぬけれども、これについても見直していくというような状況がございませぬ。過去についてはそういうことがあったわけがございませぬけれども、最近の状況から見まして、少なくとも光熱費については協議していかねばいけぬんじゃないかなというふうにご考慮してございませぬので、これにつきましても、労働組合と話す、協議が必要なものでございませぬ。ということで、協議をして納得していただくような形で、それから契約締結もきちっとやっていきたいなというふうにご考慮してございませぬ。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）一番問題となるのは家賃でしょう。光熱費だけの話と違ひませぬ。その辺について、どういふお考えですか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）これは、この質問があったからインターネットで調べたわけがござ

いますけれども、もともと組合事務所として貸与している場合、その変更する場合は、組合との協議事項になりますと。廃止することなんか含めましても、一方的にやりますと不当労働行為に該当するので、協議をしながら進めていくというのが現状でございます。現在、過去から建物、土地につきましては無償貸与しているということで、それにつきましては非常に難しいことではないかなというふうに考えてございます。

ちなみに、県下見ましても8市は無償貸与でございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）私の政治家としての信念は、慣れ合い政治と事なかれ主義、場当たり、先送り政治を打ち破ることなくして、真に市民のための政治はあり得ないと、こういうことなんですけど、こういうのは慣れ合いの温床になりますやろう。やはり、市民感情からして、なぜ組合にただで貸すのかと。これ、いろんな人が言うてるから私はこの質問をしたんですよ。市民を納得させるだけの根拠を示して、内容を決定してください。いかがですか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）従来からその無償貸与にあったものにつきましては、無償貸与というんですか、貸与の内容を変更する場合は組合との協議の事項になってございます。ということで、まさにこういうケースにつきましては、組合のほうも他市の状況も調べていると思います。そういうことで、本来、労働組合法から発生した貸与でございますので、それが過去には無償貸与が普通であったと。現在の状況に照らし合わせたら、その辺についても異論があるということでございますけど、それにつきましては、今後の協議の中でゆだねていきたいというふうに考えてございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）その協議に向かうときに、市の態度としては、一般より安いかもしれないけど市民の財産を使わせるんだから、同然有償だと、そんな姿勢で臨まれますか。それとも、嫌だと言われれば今までどおりやるというお考えですか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）とにかく協議を進めていきたいというふうに考えてございます。できるだけいい方向で協議を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）次、2番に移ります。

城山台の終末処理場跡の活用についてと。答弁いただきましたけれども、私としては、今いろいろやっていたらいいと。それは多とするんですけども、やっぱりいろんな場面が想定されると。暈水練という言葉がありますけども、暈の上でいくら水泳の練習をしたって泳げるようにならないと。こういうことわざがあるんですけども、いざというときに本当に役立つような訓練をしておく、力を身につけておくということが必要だと思うんです。今の状態では暈水練と言うたら失礼かもしれませんが、それに近いものもあって十分じゃないと。例えば、こういう場合にはこういうパターンを考えて、この場合にはこういう問題点があるんだと。これにはこういうふうに対処するんだというようなものを、例えば10なら10つくって、それで実際、現実に近い形で訓練して身につけていくということも大事じゃないかと思うんです。

私、日赤でお世話になっているんですけども、人工呼吸とか心臓マッサージとか、その他いろんなことがあるんですけども、これ、やりながら皆言ってるんですけど、ほんまにいざとなったら役に立つんやろうかと。そう



いう危惧から提案させてもらったんです。別に城山台にこだわることはないんですけども、実践に役立つような方策、あるいはこんなとき、今までの経験からこういう場面がなかなか大変だったと。訓練しておったけれども役に立たなかったと。そういう場面をいくつかつくって、それで有効に対応するような訓練もしていただかないと畳水練になると思いますので、その辺、いかがですか。

○議長（井上勝彦君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）住民に対しての防火・防災の訓練というのは大切なことは十分わかっております。ただ、現状といたしましては、やはり地域に出向いて、また地元の消防団の人と協力しながら、住民に納得した訓練をしていきたいと考えております。出向いたほうが参加してくれる人員も多いですし、消防が指導する場合についても、住民対象ではなくして、事業所の訓練指導もございまして、訓練の人員を増やすのであれば、やはり出向いて行って、そこで実情に合ったものを見ながら訓練をしていくと。そういう、出ていくことによって、消防サイドにつきましても、地元の事情が十分わかって、災害に役立つようなメリットも出てくるのではないかなと考えております。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）考え方、わかりました。納得できませんけどわかりました。

次、行きます。恋野地区の土地利用計画、この前の出してきた計画について、これは具合悪いでと。予算、計画を立てたのに付けられないということで議会が一応とめて、凍結して、またすぐ一旦進んでいるんですけども、国が奨励しているというか、推奨するグリーンツーリズムということも、現在ある場所を、自然を活用するという意味でグリーンツーリ

ズムというのがあるので、今の何とかを、自然を切り開いてとか、埋め立てして、ほんで農地をつくってどうのこうのという話ではないんじゃないですかね。

それより、じゃあこれからの橋本市、耕作の放棄地がたくさんできる。これについて、例えば国としては、大型化して何とか採算合うようにすればT P Pの問題でも太刀打ちできるんじゃないとか、そういう話であつたらわかるんですけども、こっちは耕作放棄地をほうっておいて、こっちは山を切り開いて、あるいは埋め立てして人を呼んでくる、牧場をつくる、そういう、話としてはいいですけど、具体的に例えば採算に乗らなかったら、民間の活力の活用なんて言っても、民間は出てきてくれませんよ。民間は、こういうふうにしたら私、出ていったらどないするんですか。そんなこと全然心配要らないんですか。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

確かに、耕作放棄地につきましては、全国的な問題ではございますけども、増えている傾向にございます。その耕作放棄地につきましては、耕作が困難な中山間地域、特に橋本市では樹園地に多く見られる傾向にございます。その中で、今、国としましては、耕作放棄地、先ほど議員おっしゃられたように、利用集積を持った中で、費用をできるだけかけないようにした中で効率のいい農業経営ということの中で、利用集積のほうでいろいろご指導もしていただいております。

その中で、この土地、恋野地区につきましては、以前からご説明をさせていただいておりますように、農林業を主体とした企業誘致、森林公園、その中で観光農園という中で、今ちょっとグリーンツーリズムの話もございま

したですけども、近郊との都市間交流を図った中で、本市に来客を見込めるような一つの公園として整備するというこの中で、今現在、設計について基本設計を進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）全然納得できませんけども、時間がないので次の質問に移ります。

ひとり暮らしの市民にも一定の要件のもとに緊急避難的にでも市営住宅の入居を認めるべきであると。こういうことで、今後、市としては課題として検討していただくと。それで終わったら、何のために質問したかわかりませんので、じゃあ今、このままで、このままの不都合がたくさんある中でほうっておく、そういう話ですか。そうですね。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）ひとり暮らしの方の入居については、60歳以上ですとか諸条件を満たした場合には入居可能でございます。ただ、対応できる戸数が4戸しかない中で、現在空きがないというところで、ひとつ検討すべきは、その対象となる戸数を増やすこと、あるいは地方分権の流れの中で、橋本市の状況を踏まえて、ひとり暮らしに対応する市営住宅の入居条件をどう考えるか。いずれにしても、今現在どうこうという返事はできませんが、課題であるという認識は十分考えてございます。そういった中で、何もせずということではなく、本市の状況も見ながら対応できることは対応していきたいなというふうには考えてございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）何を言っているかわかりませんが、私がこういう質問をしたのはなぜかというたら、ある人から言われたんです。私は今、賃貸住宅に入っていると。と

ころが雨もりしたり、いつ倒れるかわかりませんが、大家さんに言うたら、そんな自分ですと。金かかる割に家賃が安いので、そんなとても資本を入れられない、資金を入れられないという話で、えらい困ってると。1人だったら、お願ひに行ったらあかんと。さっきの要件を見て、これはあきませんわと。これやとね。

そうしたら、例えばいろんな考え方があると思ひますけどね。民間の賃貸アパートとかいうのにも、こっちから家賃を補助して、それで入ってもらうとか、やっぱり市営住宅の維持管理にも大勢人がおって、高給取りがおって、それでこういう先ほどの中途半端な対応しかできてないと。しゃんとせえと私は言いたいんですよ。だから、そういう修理代とかいろんなことを含めて、プラスマイナス考えた場合に、民間のアパートでも借りて、それでひとり暮らしの市民にも何とかやっつけられる、安心して住んでいけるような状態をつくるほうが、今よりも経費削減になるような、そういう可能性大ではないんですか。一つそういうことを提案しておきます。

それと、やっぱりこれ、検討すると言うて、あと何年間かそんな状態で、恐らくその人、おばちゃんだけじゃないと思うんですけどね。そういう状態でおる人がいっぱいおるときに、市営住宅もいっぱい空いておると。そこでこういう枠があるから入れないよというような、何とかするからちょっと待ってと、それで何年もほうっておくと、これでは市民へのサービスとして、市としては不十分じゃないかというふうな気がします。いかがですか。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）まず、そもそもの市営住宅のあり方ということが一つの課題かなと思ひます。議員おただしの件については、若干市営住宅というところから、ちょっとも

う少し視野を広げて検討すべき課題もいただいたのかなというふうに思います。

それと、過去3年程度の応募状況を調べてみたんですけども、やはり応募戸数に対して2倍程度の倍率がございます。というのは、やはり同居の方もおられる世帯単位の入居の方がまだまだ十分入っていただけないという状況もありますので、そういったことも踏まえて、ひとり暮らしの方の入居を公営住宅という形の中で受け皿として持っていくのか、別のもう少し視野を広げた対策を考えていくのか、いずれにしても検討、検討ばかりで具体的な話は全くできないんですけども、やはり変わっていく社会情勢に対応していくことは必要だというふうには十分考えておりますので、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）次、5番行きます。受け入れる意思はあるけれども、いろんな事情があって物理的に困難やという実態ととらえてよろしいんですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）先ほど演壇のほうからご答弁をさしあげたとおり、当初は広域の管理者会において震災の瓦れき等を受け入れるといった決定を行ったところでございますけれども、その後、台風12号で紀南のほうの廃棄物が多量に発生したということで、知事のほうから受け入れられるかどうかという調査がある中で、広域としては、先に地元の廃棄物を処理していくという決定をしたということで、現在そういう形で進めておるということでございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）そうだとすれば、現在のやっていることで、いつ頃めどがついて、いつ頃から瓦れきを受け入れられるかという見通しは持っておられますか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）今、実際広域の処理場では橋本市の南馬場緑地の流木、これを処理をしていただいております。というのは、紀南のほうからの廃棄物、さらには東北震災の関係の廃棄物、これはちょっと受け入れできないという回答をしておるわけですけども、特にこの紀南のほうからの廃棄物については、処理の依頼が来てないわけでございます。

そういったことで、広域の処理場では1日だいたい4t、1週間に24tの処理を行っておるわけですけども、橋本市の流木をまず処理していただいているということで、演壇から答弁させていただいたように、これに約5カ月間ほどかかるということで、紀南のほうから要請があれば、その受け入れる体制はあるといったふうに聞いております。それが、週8tというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）わかりました。そしたら、受け入れられる体制があれば、東北のあれも受け入れていただけるといことですね。はい。ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）これをもって、7番 松浦君の一般質問は終わりました。

---

○議長（井上勝彦君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明日3月6日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

ご苦労さんでございました。

(午後 4 時38分 延会)